

56 普通選挙法実施要求運動

～普通選挙制実現の背景～

1 大正デモクラシーと普通選挙運動

日露戦争後から大正末年にかけ、政治を中心に社会・文化分野にまで現れた民主主義的・自由主義的傾向を「大正デモクラシー」とよぶ。大正デモクラシーは1918（大正7）年夏に起きた米騒動を挟んで、前期・後期に分けることができる。日露戦争講和反対運動は、大正デモクラシーを特徴づける都市民衆運動の始まりであり、大正デモクラシーの始点と位置づけることができる。純然たる超然内閣である寺内正毅内閣の出現に対しても民主的風潮は衰えず、都市中間層や労働者階級の間にもデモクラシー運動が広がった。その運動のなかで各地に選挙権拡張をスローガンに掲げる市民的政治結社が誕生した。「普通選挙法実施要求運動」（以下普選運動）はもともと自由民権運動のなかで生まれたものであるが、静岡県で普選運動が活発になるのは第一次世界大戦

以後とみられる。

2 普選運動と社会主義

静岡県では鍛冶職大村幸太郎、薪炭醬油業杉山理助を中心に1917（大正6）年に普通選挙期成同盟会が組織され、〈史料1〉のような活動を行った。〈史料1〉の出版『特別要視察人状勢一斑』は、いわゆる特高関係資料である。初期の普選運動は、社会主義者が指導しており、当局は普選運動が社会主義と結びついているとみていた。普選がなかなか実現しなかったのも、普選が実施されることで社会主義が広まることを当局がおそれたためであり、普選が実現した1925年に治安維持法が制定されたのも、そこに理由があった。

静岡県における主体的な普選運動の参加者

者の一人とみられる杉山は社会主義者であるが、市民運動に関係しており、静岡市で米騒動が起こる前に米価問題市民大会開催を呼びかけた人物である。大村は1924年に静岡鉄工組合を組織し、組合長として労働運動にも加わるなど、普選運動と労働運動をつなぐ役割を担った人物である。

その後も各地で普選運動は高揚し、特に米騒動以降、普選運動はより一層盛り上がっていた。1920年1月5日には普選運動家として有名な松本君平が座長を務め、普通選挙期成同盟会が主催し、静岡県選出の代議士らが参加した東海十一州普通選挙大会のような大規模な大会が開催されるに至る。その結果、1925年3月の衆議院議員選挙法改正により普通選挙制が実現し、それを祝

〔史料1〕（普通選挙期成同盟会の活動）
静岡県在住大村幸太郎、杉山理助（準）ノ処、大正六年五月十七日特別要視察人（二編入）ノ兩名ハ、萩原福太郎、西村嘉吉、渡辺政治、山口福一、佐藤又一、志村文蔵、鈴木与太郎（以上七名無編入）等ト共ニ、大正六年四月中ヨリ、「普通選挙期成同盟会」ヲ組織スヘク奔走シ、其ノ趣旨、綱領、規約ヲ掲載セル印刷物（趣旨中ニ選挙場裡ノ腐敗、帝国議會ノ弊風ヲ救フニハ普選運動アルノミト記シ、綱領ニハ「一、皇室ヲ尊奉ス。一、普選選挙ノ実施ヲ期ス。一、憲政有終ノ美ヲ期ス」トノ三綱ヲ標榜シ、規約第二條ニ「本会ハ事務所ヲ静岡市本通三丁目静岡青年教団内ニ置ク」、第五條ニ「本会ノ經費ハ會員及有志ノ醸金トス」、第六條ニ「本會員ハ毎月金二銭ヲ納ムヘシ」ト規定セリ）ヲ配布シ、同年五月一日、静岡市西寺町玄忠寺ニ於テ之カ發会式ヲ挙ケ、左ノ決議、
吾等ハ普通選挙ノ実施ヲ期スル為メ、左ノ条項ヲ決議ス。
一、全国ノ同志ト相呼応シ、輿論ノ喚起ニ努ムルコト。
一、普通選挙ヲ主張スル代議士ノ選出ニ努ムルコト。
一、普通選挙ヲ必要トスル理由等ニ付演述シ、爾來、兩名ハ関係者ト共ニ県下市郡各所ニ於テ時々政談演説会ヲ開催シ、普通選挙ヲ唱道シテ同盟会ニ對シ後援方ヲ要望シ、又従來杉山ノ経営シツ、アル雑誌「怒濤」ニ同盟会ニ関スル記事ヲ登載スルコトアリ。（後略）

〔静岡県史〕資料編19近現代四 269頁

う市町村民大会が県下各地で開催された。治安維持法とセットとはいえ、普通選挙が実現したことには、時代の変化も少なからぬ影響があった。このころになると明治の元勳がほぼ姿を消し、それに変わる新しい権威が必要とされていた。「選挙で民衆に選ばれる」ことによって、権威づけを図ろうとした人々が普通選挙に賛成する動きを見せた結果であった。

3 全国最初の普選となった浜松市議選

普通選挙制実現後、全国で最初の選挙は浜松市議選で、その結果は全国的に注目された。浜松ではその年に鈴木織機^{すずきしよつき}争議や日本楽器争議があり、そのような労働運動が普選にどのような影響を与えるのかという点においても関心を集めた。資料や研究により数字はまちまちであるが、中央報徳会機関誌『斯民』^{しみん}によると、獲得議席は立憲政友会・政友本党系^{りっけんせいゆうかい せいゆうほんとう}が17、憲政会系^{けんせいかい}が10、注目された無産政党^{ちゆう}が4であった。特徴的なのは政友会との合同に組みしない、中正会^{せいけい}が7であったことである。既成大政党と無産政党との間に、既成大政党に批判的な会派（中正会）があり、その最左派は無産政党との接点も持っていた。事実、無産政党4人のうち2人は、議会内会派として中正会に属していた。つまり、このように多様な政治勢力が重なり合いながら併存しているといった状況が、事実上の普通選挙状態となった当時の政治状況なのである。

〔史料2〕〈朝鮮人の公民権につき県内務部長通牒〉
 庶第七二〇号
 大正十五年十一月六日
 市町村長殿
 朝鮮人ノ公民権ニ関スル件通牒
 朝鮮人ト雖モ、市制第九條、町村制第七條ノ資格要件ヲ具備スルニ於テハ、市町村公民タルヲ以テ、選挙人名簿ニ登載スヘキ儀ニ有之、為念。
 〔静岡県史〕資料編19 近現代四 281頁

なお、この普通選挙制では〈史料2〉にあるように日本に在住する朝鮮人にも選挙権が与えられた。日本内地については属地主義による選挙法の趣旨からして当然であるが、「内鮮一体」化の方針からも朝鮮人に対して、日本人同様の選挙権および被選挙権を付与する措置がとられたのである。

日本に在住する朝鮮人が選挙権を失ったのは、1946（昭和21）年4月執行の総選挙からである。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編5 近現代一 第4編第1章
 成瀬公策「普通選挙、女性選挙権運動の主唱者／松本君平」（静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社）

TOPICS

大正デモクラシーの本流をなす普選運動の先頭に立って活躍した松本君平は、1870（明治3）年、小笠郡中内田村（菊川市）に生まれた。アメリカのフィラデルフィア大学で財政・経済学を専攻し、ブラウン大学大学院で博士号を取得し、さらにイギリス、フランスに遊学した。1896年帰国して東京新聞の主筆となる。その一方で憲政党に所属し、伊藤博文の新政組織化にかかわり、立憲政友会の創設に参画した。

その後静岡新報社の主筆となり、1901年に普通選挙期成同盟会に参加し、静岡市を基盤に普選運動を中心とする政治活動に取り組み、1904年の総選挙で静岡市から立候補して初当選を果たした。なお、本文中に普選運動は社会主義者が指導していたと記したが、松本は社会主義者ではなく、根っからの普選運動家である。

東海十一州普通選挙大会当時は、1912年に議席を失って以来、返り咲きをねらった1920（大正9）年5月の総選挙前であった。松本は普選を公約に掲げ、立憲政友会を離党して無所属で立候補し、当選した。